

第 18 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 34 号を第 44 号とし、第 33 号の次に次の
10 号を加える。

(34) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又
は第 2 項の規定に基づく開発行為のうち、主として自己の居住
の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許
可申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール未満の場合 1
件につき 8,600 円

イ 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘク
タール未満の場合 1 件につき 22,000 円

ウ 開発区域の面積の合計が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘク
タール未満の場合 1 件につき 43,000 円

エ 開発区域の面積の合計が 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘク

- タール未満の場合 1件につき 86,000円
- オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円
- カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 170,000円
- キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 220,000円
- ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 300,000円

(35) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料

- ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 13,000円
- イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 30,000円
- ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 65,000円
- エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 120,000円
- オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 200,000円
- カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 270,000円
- キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 340,000円
- ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 480,000円

(36) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、その他（(34)及び(35)以外のもの）の場合

- ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1

件につき 86,000円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 190,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 260,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 390,000円

カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 510,000円

キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 660,000円

ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 870,000円

- (37) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査手数料（1件につき次に掲げるアからウまでの額を合算した額）。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額

ウ その他の変更 1件につき 10,000円

- (38) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査手数料 1件につき 46,000円

- (39) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料 1件につき 26,000円
- (40) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築物等の許可の申請に対する審査手数料
- ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 6,900円
- イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 18,000円
- ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 39,000円
- エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 69,000円
- オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上の場合 1件につき 97,000円
- (41) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料
- ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 1,700円
- イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1.0ヘクタール以上の場合 1件につき 2,700円
- ウ その他の場合 1件につき 17,000円
- (42) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 1枚につき 470円
- (43) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明手数料 1枚につき 400円

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 開発行為に関する許可事務が京都府から権限移譲されることに伴い、その手数料に係る所要の規定を追加すること。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。